

児童養護施設ネバーランド 令和3年度事業報告

(1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的として養育にあたった。

(2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知る事、意見を言う事、選ぶ事、暴力から守られる事を基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領及び人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応の為の基本原則及び行動規範に基づき養護にあたった。

(3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめ、以下の視点で援助体制の確立を図った。

①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実及び、施設長による個別面接の実施 ③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催とPDCAサイクルに基づいた組織作り ④ケア内容の確認と質的向上に向けた第三者評価に基づく自己評価の実施 ⑤運営委員会を中心とした家庭的養護推進計画に基づく具体的な小規模ケアの推進と里親支援 ⑥リービングケアの充実に向けた分園型小規模グループケアの実施 ⑦退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑧必要な福祉人材の確保に向けた給与体系の見直しと職員体制計画の確立及び実習生、ボランティア、インターン等の積極的な受け入れ ⑨職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加 ⑩メンタルヘルス、就労意欲の維持に向けた職員アンケート及び面接の実施 ⑪職員個々が自らの将来像を描きながら自身の職務に責任を持って取り組むためのキャリアパスの明確化 ⑫ケアの個別化と専門性の向上を目的とした基幹的職員の養成と各種専門職員の確保 ⑬包括的な家庭支援の実施に向けた家族との協働 ⑭児童相談所、学校、医療機関等関係機関との連携強化 ⑮地域の子育て支援に向けた短期入所事業の実施と鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議（以下、要対協）・いちごハートネット事業への参加 ⑯施設運営の透明性確保及び社会的養護の啓蒙を目的としたホームページの開設と広報誌の発行 ⑰大規模災害に備えた支援体制の構築と防災対策の強化

(4) 管理運営の具体策

項 目	概 要
1 日常ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域小規模GCと分園型小規模GC、施設内小規模GC 2つの計4か所でのGCとユニットケア2か所を実施し、「児童自立支援計画」をもとに個別的ケアを進めて豊かな人間性・社会性を育むとともに、児童の自立に向けての支援の充実を図った。 (別紙1) ・対応の違いからくる混乱をなくすため、セカンドステップをもとにケアの統一化を図るとともに、各ユニットで業務内容の見直しを行った。しかし、セカンドステップで学んだことを職員間で共有して日常への展開に繋げることができず、今後の課題となった。 ・年齢別の食育計画に基づき、行事食や畑などの食育活動の継続のほか、本体ユニットにおいて朝食の調理が日常化し、コロナ禍においては毎食を各ユニットで食べることで食卓の小規模化がさらに進んだ。しかし、依然として個別化により職員の対応にばらつきが見られ、食事マナーの習得に課題が残った。また、コロナの影響で食事時の会話が制限されたことで、十分な食卓の雰囲気は確保されなかった。中高生においては、毎週末のユニット調理や月一回の管理栄養士による調理実習を通して「食」の自立に向けて基盤ができたが、個々の意識に差が見られ今後の課題になった。 (調理スキル・栄養の知識の習得) ・幼稚園通園を通し、社会性を身に付けるとともに、施設内においても子ども達主体の遊びを異年齢で行う等、心身の発達促進や豊かな人間性を育むことができた。 ・学校との情報交換会や個々の児童に関して教育機関との連携を密にする他、学習塾や通信制学校等の社会資源の活用により学力の向上と社会性の獲得を目指す等、自立に向けた支援体制の充実を図った。 (別紙3) ・意見表明の場としての「子ども会議」では、自分の意見を言うことや人の意見を聞くことを学び、年齢が上がるにつれて自分達の住みよいユニットづくりを意識的に行なえるようになった。しかし、職員主導の会議が多いため、会議開催においても主体的に取り組めるよう児童の力を育てていく。 ・事務所前の意見箱の設置など意見の出しやすい環境設定に取り組んだ。また、県こども政策課より指導を受けて、苦情解決委員会及び第三者委員について子ども達への説明の場を設けたり掲示板に掲示したりして苦情解決の土台を作り、児童からの訴えに対してはその都度対応する等して子どもの権利擁護に努めた。 ・家族との関係改善の為、児童相談所や関係機関と連携し、面会・外出・外泊などの家庭調整に努めた。しかし、コロナの影響で外泊等が制限された期間もあった中、面会や市内外出などできる範囲での交流を促し対応した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・対応困難なケース等については、児童相談所・学校・医療機関とのカンファレンスを実施するとともに、場合によっては保護者と情報共有を行い児童にとってよりよいケアの提供ができるよう連携を強化した。(別紙2,3) ・里親支援担当職員を中心に里親との連携を図り、里親委託に向けたカンファレンスやレスパイト受け入れを実施した。また、栃木フォスタリングセンターの開設を受け、フォスタリングパートナーの養成を行った。(別紙1,2,4) ・心理療法計画に基づき、被害待児等の心理的ケアの必要な入所児に関しては心理療法担当職員によるプレイセラピーやカウンセリング、生活場面面接を行った。心理療法の内容については、担当職員への報告の他ファイルを作成して共有し、リーダー会議やユニット会議にて報告し周知を図った。 ・妖精ユニット・宝島ユニット・人魚ユニット小学生を対象にセカンドステップを継続して展開した他、日常的なトラブルの介入時にセカンドステップを実践することで、児童個々のコミュニケーションスキルの向上や児童間暴力の防止に向けた支援を行った。しかし、対応が職員間で統一されず、共通の認識に関する課題が浮き彫りになった。 ・希望者には公文や学習塾への通塾をして、また園内では個々の習熟度別指導に取り組んだことで、学力向上を図るとともに、受験生については望んだ進路に進むことができた。 ・リービングケアとして、高校生へのアルバイトの推奨や中高生合宿でのライフストーリーワークの実施、「とちぎユースアフターケア事業協同組合」(以下、とちぎユース)主催の自立支援プログラムへの参加を予定していたが、コロナの影響で実施できなくなったものが多く、卒園児の話を書くなどしてリービングケアを行った。しかし、まだ将来に向けての具体的なビジョンが描けない子も多いため、来年度は退所児に向けた支援を計画的に行っていきたい。 ・就学前児童には年2回の健康診断を行うほか、予防接種を受けるなどして児童の健康維持に努めた。しかし、児童の様子の変化に敏感に気付くことができず、複数のコロナ陽性者が出てしまった。このことを重く受け止め、コロナ対策を徹底すると共に、気付きと情報の共有を意識したケアに努めていきたい。また、専門的治療が必要な児童に関しては、定期的通院と投薬治療など医療機関と連携した支援を行ったが、その医療や投薬の目的を職員が理解し児童に意識化を促す関わりに欠けていた。 ・施設行事については、年間計画を作成し担当者を定めて内容の充実を図った。しかし、コロナの影響によりほとんどが園内での行事になったうえに、ユニット内での行事開催も多かった。今後小規模化に伴い、ユニット単位での行事に移行するいい機会とも捉えられた。 ・コロナ禍においてユニット外出など外部との直接交流は少なかったが、オンラインを利用したりして交流の場を設けた。また、海賊の会やボランティアの方か
--	---

	<p>らの支援もあり、対策を徹底したうえでの外出や交流の機会を設けることができ、児童の感性を育むことができた。(別紙5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎユースへの加盟による卒園児への援助や担当職員を中心とした相談など退所後の継続的なアフターケアの充実を図り、場合によっては施設への一時宿泊・レスパイトなどを行った。 ・必要に応じた性教育の実施や日常の中での「生」教育や生き立ちの整理を通して、「性」と「生」の大切さを学び自己肯定観を育んだ。しかし、児童のSOSに気付かず問題が発生してから対応が多かったため、今後は気付きのセンスを育むとともに「性」の予防的教育や「生」に関する多様な支援に力を入れていきたい。また、性教育委員会を中心に性教育プログラムを作成し実施した。今後は今年の反省を生かしその都度必要があればプログラムを更新しながら、性教育担当職員に限らず日常でもすべての職員が性教育的視点で対応できるようスキルアップに努めていきたい。
<p>2 地域との連携・支援・交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中高校など、担当ケアワーカーを中心に家庭訪問・幼稚園学校行事への参加の他、担当職員を中心に密な情報交換を日常的に行い個別カンファレンスに参加する等、情報の共有化と方針の統一化に努めた。(別紙3) ・小学校については、年1回の全体会議(学校長、担当教諭、施設長、担当ワーカー)や合同研修会を開催し方針の統一化を図るとともに、毎月情報交換会を行うことで、児童の環境の変化等にも細かく対応してもらうことができた。また、中学校においても今年度から月一の情報交換会を設け、児童の日常の様子について互いに共有し、統一した支援に近づくことができた。(別紙3) ・鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議へ出席することで、地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係児童の情報共有に努めた。(別紙4) ・「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「宇都宮市子育て短期入所事業」「下野市子育て短期入所事業」に加え、今年度から「壬生町子育て短期入所事業」を受け入れ、更なる地域子育て支援事業の充実を図った。しかし、複数のコロナ陽性者を出してしまったこともあり、コロナの感染防止の観点から受け入れ制限をした時期もあった。(別紙1) ・“海賊の会”(後援会)による入所児童及び退所児童への支援体制の確保として、定期的な交流の場を設けていただいた。(別紙5) ・今年度、広報誌の発行やホームページの更新ができず、事業運営の透明性の確保とサービス利用者に必要な情報提供が滞ってしまった。そこで、来年度に向けてホームページを刷新するため、委託業者との打ち合わせを行った。また、見学・視察の受け入れにおいてもコロナの影響で来園が難しかった状況を振り返り、対策の徹底と柔軟性を心掛けていきたい。(別紙5)

	<ul style="list-style-type: none"> ・「いちごハートネット事業」への参加を通し、電話相談や保護司面接会場の提供をすることで、地域の子育てを支援し開かれた施設づくりに努めた。(別紙4) ・コロナ禍において各ボランティア団体との合同行事や個人ボランティアとの交流が難しかった中、交流の方法を工夫して様々な支援をしていただき、多様な価値観に触れながら支援者の方への感謝の気持ちを育んだ。(別紙5)
<p>3 地域小規模 児童養護施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員固定配置のもと、食材、日用品の買い出し、調理の手伝い等や地域住民との関係を通して家庭的養育に努めた。 ・コロナ禍の為、積極的な取り組みはできなかったが、合同行事への参加など地域小規模児童養護施設入所児童と本体施設入所児童との交流を図った。 ・リーダー会議へのリーダーの出席、本体職員会議への職員の参加を定期的に行い、情報を共有するとともにスーパーバイズを受けることができた。また、個々のケース検討の場として、ななくが会議を行った。(別紙7,8,9) ・栃養協が行う研修や施設内で行う内部研修など、オンラインを利用した研修も含め積極的に参加して、入所児の処遇向上に努めた。(別紙4,11) ・スポーツ少年団への参加を通して地域との交流を深めることで、地域に根差した施設運営を図った。
<p>4 分園型小規模 グループケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分園型小規模グループケア「ななの家」により、高校生へ具体的な自立と自律に向けた養育支援を行った。 ・本体との連携を強化するため、施設長・心理療法担当職員参加の下ユニット会議を開催し、会議においてスーパーバイズを受けた。更に、職員会議への職員出席及びリーダー会議へのリーダー出席により、情報共有を図りつつ孤立化を防いだ。 ・職員に対して各種研修会への参加などを実施し入所児の処遇向上に努めたが、ユニット編成の都合上、女児への性教育に関して課題が残った。 (別紙4,7~9,11)
<p>5 施設管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付や節約による費用の削減を心掛け、事務費等について効率的な経営に努めた。特にセカンドハーベストやその他多くの個人、団体の方々からの支援を受けた。(別紙12) ・施設内の衛生管理について、安全衛生推進者を設置して衛生管理に努めた。故障や破損箇所については施設内で対応できるものは職員が早急に対応し、その他のものに関しては各担当業者に早急に対応してもらった。(別紙13,14) ・保守管理については、各委託業者との厳正な契約により、施設管理に万全を期した。 ・第三者評価における自己評価を実施し施設運営の課題を確認した。そこで改善に向けた計画を作成するが、計画通りには進まなかったため、定期的な振り返りと計画の改善を行っていく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・県こども政策課より被措置児童等虐待に関する改善指導を受け、改善計画を作成し、それに沿った取り組みを実施した。実施状況については、毎月県子ども政策課に報告し指導を仰いだ。 ・コロナが蔓延する中、陽性者を多数出してしまった事で、衛生面や児童への意識付け、そしてケアにおける気づきが足りなかった点などを反省し、その後の取り組みに反映させた。今後もそれらにおいて意識した支援を継続していく。
6 職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉人材の確保に向け具体的な職員体制計画を確立し、コロナ禍においても可能な限り実習生、ボランティアを受け入れた。(別紙5) ・PDCAサイクルに基づく、リーダー会議、職員会議、ユニット会議や各種委員会等の活性化を図り、職員間の共通理解を促しつつ施設長からのスーパーバイズを受け、チームアプローチ体制の強化に努めた。(別紙6～9,13~15) ・コロナ禍ではあったが、可能な限り施設見学などの機会を通して社会的養護に関する理解と興味を促した。(別紙5) ・ケース会議を、担当職員・ユニットリーダー・心理療法担当職員等の参加のもと、1児童につき年2回実施し、自立支援計画に基づく課題の評価・見直し等を行い、職員間の認識の統一を図った。しかし、コロナの影響で会議ができない期間もあり、会議の内容や実施方法などの見直しが必要になる。(別紙10) ・会議の他、引き継ぎ時などで日常的に施設長よりスーパーバイズを受けた。 ・第三者評価における自己評価を実施することで、個々のケア内容を客観的に確認するとともに、支援内容の質的向上に努めた。評価結果に基づいて改善に向けた計画を立てたが、計画通りにはいかず見直す必要がある。 ・全養協「人権擁護のためのチェックリスト」を定期的実施し、人権侵害防止に向けて権利意識の高揚に努めた。しかし、養育観などにばらつきがあり理念の共有に課題が見られたため、内部研修で理念についての学習会を開催したり、人権チェックの結果をユニット会議で検討したりして養育観の共有を図った。 ・年間研修計画に基づいた外部研修への積極的な参加の他、内部研修を年5回に増やし、昨年度県子ども政策課から指導を受け作成した改善計画にもとづいた課題を設定して行う事で、施設全体の現状の改善に努めた。(別紙4,11) ・入所児童のケアについては、県こども政策課から指導を受けた内容をもとに、子どもの権利擁護の視点の強化を図った。そのために、理念共有の為の研修や人権チェックリストの共有化、ユニット会議の活性化に取り組んだ。また、セカンドステップにおいては、幼児から小学生まで年代で分けて取り組んだ。たくさん子ども達がセカンドステップに触れる機会が増えたが、職員間で共有されず日常への展開に課題が残った。業務マニュアルにおいては、ケアにおける具体的な対応方法まで文書化した統一を目指す。 ・栃木県児童養護施設等連絡協議会(以下、栃養協)各部会への出席により他施設との横のつながりを持つとともに、部会主催の研修会に参加することで各職種

	<p>における専門性の向上に努めた。(別紙4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃養協の行う段階別研修に参加することで、キャリアパスを明確化し職員個々が自身の職務に主体的かつ積極的に取り組めるよう体制を整えた。(別紙4) ・ 年度末に職員アンケートを実施した他、施設長との個人面接を行って職員の就労意欲の維持向上に努めた。 ・ ケアの個別化と専門性の向上を目的とし、各種専門職員養成のため部会研修会等への参加を推奨した。そして、研修内容を実践に生かしてスキルアップに繋げるために、振り返りノートを活用して自己研鑽にも取り組んだ。また、基幹的職員においては、施設運営に必要と判断した研修への参加を促し、施設運営に反映させた。今後、基幹的職員・専門職員としての質の向上に向けた職員養成に心掛けたい。(別紙4) ・ 定期健康診断・予防接種等の実施、看護師部会研修の参加等により、疾病の予防と早期発見に努めた。しかし、対策に不十分な点があり複数のコロナ陽性者を出してしまったため、再検討を行った。今後も、その都度検討を重ねて最善の対策を持ってケアに当たる必要がある。(別紙4,14) ・ 事務分掌、職務分担による各自の役割の明確化と業務への責任感を培うとともに、チームによるケアワークの活性化を図った。また、各委員会において業務の活性化を図る為に、年3回会議を行い職員会議では活動報告を行った。しかし、日々の業務に追われ取り組めない事も多く、振り返りをして効率的な業務運営ができるようにしていく。(別紙13～15)
7 災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿直職員による夜間の見回り等、防犯カメラの活用等、日常業務において安全衛生の点検と定期的に危険個所の点検を行い、職員会議にて報告、周知徹底を図ったが、まだまだ見落としがある為ヒヤリハットの活用に力を入れていきたい。(別紙14) ・ 備蓄倉庫管理担当者を設け備蓄品の保管管理を行うことで、災害時の児童の安全で安定した生活の確保に努めた。(別紙13) ・ 防災規定及び防災マニュアルに基づき、地震、火事、風水害等の災害を想定した月1回の避難訓練を実施した。(別紙14) ・ 近年多発した風水害の対策のため、風水害マニュアルの中に鹿沼市危機管理課の指導のもと地域小規模児童養護施設の避難確保計画を追加した。